

○厚生労働省告示第十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年一月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>(1) (147) (略)</p> <p>(148) エストラジオール。ただし、外用剤（貼付剤及び一日量中エストラジオールとして一mg以上を含有する軟膏剤を除く。）を除く。</p> <p>(192) (略)</p> <p>(193) エメダスチン。ただし、貼付剤に限る。</p> <p>(202) (略)</p> <p>(203) エロビキシバット</p> <p>(204) (略)</p> <p>(232) (略)</p> <p>(233) (略)</p> <p>(661) (略)</p> <p>(662) ニコチン。ただし、<small>そしやく</small>咀嚼剤及び貼付剤を除く。</p> <p>(663) (略)</p> <p>(835) (略)</p> <p>(836) プレクスピプラゾール</p> <p>(837) (略)</p> <p>(875) (略)</p> <p>(876) ベダキリン</p> <p>(908) (略)</p> <p>(909) ホスラブコナゾール</p> <p>(910) (略)</p> <p>九 (略)</p>	<p>次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>(1) (147) (略)</p> <p>(148) エストラジオール。ただし、外用剤（貼付剤及び一日量中エストラジオールとして一mg以上を含有する軟膏剤を除く。）を除く。</p> <p>(192) (略)</p> <p>(193) (新設) (略)</p> <p>(201) (新設) (略)</p> <p>(202) (新設) (略)</p> <p>(229) (新設) (略)</p> <p>(230) (新設) (略)</p> <p>(658) (略)</p> <p>(659) ニコチン。ただし、<small>そしやく</small>咀嚼剤及び貼付剤を除く。</p> <p>(660) (新設) (略)</p> <p>(832) (新設) (略)</p> <p>(871) (新設) (略)</p> <p>(872) (新設) (略)</p> <p>(903) (新設) (略)</p> <p>(1085) (略)</p> <p>九 (略)</p>